

令和2年玄海町議会定例会7月会議会議録

招 集 年 月 日	令和2年6月8日（月曜日）							
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和2年7月14日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君		
	散 会	令和2年7月14日午前10時44分			議 長	上 田 利 治 君		
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名		出 席 等の別	議席 番号	氏 名		出 席 等の別
	1	小 山 善 照 君		○	2	山 口 寛 敏 君		○
	3	宮 崎 吉 輝 君		○	4	井 上 正 旦 君		○
	5	池 田 道 夫 君		○	6	欠 番		
	7	友 田 国 弘 君		○	8	中 山 昭 和 君		○
	9	岩 下 孝 嗣 君		○	10	上 田 利 治 君		○
会議録署名議員	8 番	中 山 昭 和 君			7 番	友 田 国 弘 君		
地 方 自 治 法 第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君			副 町 長	西 立 也 君		
	教 育 長	中 島 安 行 君			総 務 課 長	山 邊 健 仁 君		
	防災安全課長	加 納 晴 美 君			企画商工課長	日 高 大 助 君		
	住民課長兼会計管理者	脇 山 和 彦 君			健康福祉課長	中 山 ふ み 君		
	農林水産課長	山 口 善 正 君			まちづくり課長	中 村 大 造 君		
	生活環境課長	鈴 木 博 之 君			教 育 課 長	中 山 昌 直 君		
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		熊 本 秀 樹		議会事務局主査		松 本 辰 範	

令和2年玄海町議会定例会7月会議議事日程（第1号）

令和2年7月14日 午前10時再開（開議）

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会議期間の決定について

日程3 議案第46号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事請負契約について

午前10時 再開（開議）

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年玄海町議会定例会7月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会7月会議に、議会の議決に付すべき契約1件が町長から提出されております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、8番中山昭和君、7番友田国弘君を指名いたします。

日程2 会議期間の決定について

○議長（上田利治君）

日程２．会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会７月会議の会議期間は、本日７月14日の１日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会７月会議の会議期間は本日７月14日の１日間とすることに決定いたしました。

日程３ 議案第46号 仮屋地区海岸保全施設（４号護岸）維持補修工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程３．議案第46号 仮屋地区海岸保全施設（４号護岸）維持補修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

おはようございます。議案第46号 仮屋地区海岸保全施設（４号護岸）維持補修工事請負契約につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

令和２年６月29日指名競争入札に付した仮屋地区海岸保全施設（４号護岸）維持補修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

１、契約の目的としましては、令和２年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業、仮屋地区海岸保全施設（４号護岸）維持補修工事でございます。

２、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

３、契約金額は、79,200千円でございます。

４、契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地１、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長、八島徳男氏でございます。

５、工期につきましては、着工が議会議決の日以降で町が指定する日から、成工は令和３年２月26日までとしております。

６、支出科目は、一般会計６款農林水産業費、３項水産業費でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては計5者の入札参加がありました。会社名としましては、1、株式会社岸本組玄海支店、2、株式会社中野建設唐津支店、3、日本建設技術株式会社、4、笠原建設株式会社、5、唐津土建工業株式会社の計5者でございました。

今回の落札額は、税抜きで72,000千円でございます。

なお、予定価格に対する落札率は97.01%でございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

海岸保全施設の維持補修工事ということですが、これはいつ頃建設されて、何年ぐらいたっていますかね。そして、どのような工法で――鋼矢板とありますが、矢板は今、潮が引いたら見えております。どの程度腐食が進んでいるのか、御説明願います。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

内容につきましては担当のまちづくり課長に答弁させます。また、ほかの内容につきましても農林水産課長が答弁することもあるかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

おはようございます。先ほど岩下議員のほうからの御質問でございますけれども、この4号護岸の建設につきましては、昭和53年度、昭和54年3月31日に完了しておりまして、これは県のほうの事業で施工されております。

工法等につきましては、まず、鋼管ぐいを7列掛け2で14本ですね。その上に、はり、その上部にPC桁を設置しております。そして、前面の海側のほうに鋼矢板を、これは海面からマイナス2メートルまで、こちらのほうは岩着まではいたしておりませんで、恐らくこの鋼矢板の役割といたしましては、洗掘防止及び波止め対策というような形で施工されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

この写真を見てみますと、矢板を打って、その間に円柱が幾つか打ち込んであるということですね。これがさびたから、それを修理するということでしょうけど、どのような修理の仕方をするのでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

どのような修理をするのかという質問でございますけれども、概要につきましては資料No.1で平面図を示しております。こちらのほうに延長が58.0メートル、こちらは39.2メートルと18.8メートル、この間に階段を挟んでおります。その部分について、先ほど申しました鋼管ぐい及び鋼矢板のさびが結構きて劣化が進んでおりますので、それを防止するための防食工事ということで計画をいたしております。

まず、鋼矢板の部分につきましては、先ほども申しましたとおり支持層の岩着というところまでは達しておりませんので、軸力に対する耐力、構造的なものについては、ないということで考えていましたので、鋼矢板の主な役割は洗掘防止及び波止め対策、それと船の潜り込み防止ですね、そういったことで考えております。

それで、この対策工法ですけれども、今後のさびを進行させないということで、こちらのほうは、工法から言いますけれども、ペトロラタム工法といいまして被覆防食工、それと、さびておりますので、まずは下地処理をいたしまして、ケレン作業と言いますけれども、ケレン作業の際に開孔部等が、穴が空いたりとかいたしたときには溶接ということで鋼板の補強をいたします。そのケレン作業をいたしまして、その後、ペトロラタム工法と言いますのが、ペトロラタム系の防食ペースト、油脂系の下塗り剤ですね、こちらは水中でもできますので、そちらのほうをまず下塗りいたしまして、その後、さび止めを塗り込んだ防食テープ、これを大体55%以上重ねて巻いて貼っていきます。それがおよそ2.5ミリぐらいします。その後、発泡ポリエチレンシートをその上に貼っていきます。これは緩衝材、例えば、船とか流木等が流れ込んだ際に当たっても大丈夫なように、緩衝、クッション代わりというようなところで、そのポリエチレンシート1.5センチの分を貼ります。その後、最後、FRP

のカバーを貼り付けます。これが2.5ミリということで、それで仕上がりというような形になります。

それと、鋼管ぐいも同様にこういったやり方で被覆防食というような形でやります。

鋼矢板の端部、鋼管ぐいもですけれども、端部、端っこの部分ですね、そちらのほうについては、水中硬化形エポキシ樹脂で塗り込んで、さび止めをするというような形で施工する計画でございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

今、技術的なことを言われましたけど、専門家じゃなし分かる由もないんですけど、この鋼矢板の干潮部分から下、土の中に潜っている部分はさびていないということですね。その水につかった部分がさびているから一応それを——これはさび止めと言いますが、さびを落とすんですか。1ページには、こういうふうに穴が空いている開孔部とかとありますが、これはさびてできた穴なんですか、それとも、初めからできていた穴を使っていたんですか。これは相当さびが進んでいると思いますけど、これは削って研磨してさびを落としてから、さび止めなどを塗って、そして、ペトロラタムペースト、樹脂状のやつを塗って、その上にまた発泡ポリエチレンシートとかを巻くということですけど、どのぐらい腐食が進んでいるんですか。それを削って研磨して、残る鉄板の厚さは大丈夫なんですか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

岩下議員の御質問にお答えします。

先ほど質問されました鋼矢板、もう一つ、鋼管ぐい、こちらのさびによる劣化が結構進んでいるんじゃないかと。目視からも、まず鋼矢板は、御存じの方は見てあるかと思いますけれども、海面から出ているところですね、地上に出てきている部分については、カキ殻というか、カキぶせが結構くっついて、中にはさびて、さびがひどいところについては開孔部、さびによって穴が空いている。

鋼管ぐいにつきましても、こちらはちょっと中に入っていますので、なかなか外からは見

えませんが、こちらと同様、さびがひどい部分、劣化がひどい部分については開孔部が見受けられます。

まず、鋼矢板につきましては、先ほどもちょっと御説明申し上げましたが、構造的な耐力を求めるものではないということで、今現在、まず、鋼矢板の厚みはもともと設計上 8 ミリです。その当時、30年でさびで 2 ミリまで薄くなるだろうと、劣化するだろうというような計算上の資料文献がございました。実際、現地のほうを詳細調査いたしましたところ、穴が空いていない部分は 3 ミリの確保はできていると。

ということで、3 ミリがどうなのかということなんですけれども、こちらについては、鋼板の溶接に必要な最低厚、肉厚というのが参考文献等には 3 ミリから 4 ミリというふうに表記されております。それを参考に、鋼矢板の補修工法としては被覆防食工で耐え得るだろうと。一応この被覆防食工をした後、約 30 年間はもつというような設計の下、その計画をいたしました。

もう一つ、鋼管ぐいのほうですけれども、鋼管ぐいにつきましては、まだ肉厚というか、腐食代が十分残っているということで、こちらは結構岩着までさせていますので、構造的に強度を求めるものでございます。そちらのほうについては先ほど申しました腐食代がまだ残っているということで、こちらのほうも被覆防食工で耐え得るという判断をいたしまして、このような設計をいたしました。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9 番（岩下孝嗣君）

このような方法で工事をした後、30 年間はもつ。鋼管については、それほど腐食はしていない。いずれにしても、さびを落として、あと、いろんな化学物質によって被覆するわけですね。それで 30 年もつ。これはもともと県の事業でしたわけですけど、ここをする前に、仮屋の漁業組合から西のほうに向かう分も、初め矢板でやっていましたよね。私が二十歳前ぐらいのときだったんですけど、そこも途中から違う工法になったんですけど、ここは昭和 43 年から始めて、なぜこの事業をしたのかと。県の事業ということですので、ちょっと今分からないでしょうけど、それから 40 年以上たっている。最初は 30 年ぐらいの耐用年数を見ていたのを、40 年以上たってから、今修理してまた 30 年ぐらいは大丈夫だろうということでやる

わけですね。県の事業で始めたのを、県管理の漁港だったのを、権限移譲で町が管理するようになったということでこの事業をしているんですけど、この財源としては立地地域基盤整備支援事業交付金事業ということですけど、これがないようなところはどのようなやり方をしているんでしょうかね。もしうちに原子力発電所がなかったら、どのような財源を捻出するのか。県の支援はあるのか。30年たったならこういうふうになることは分かっていたわけですね。それが40年たって今事業をしているんですけど。

そして、この基盤整備支援事業の割当てといいますか、これは発電量によるものか、それとも、1年間に幾らというふうにしてあるのか。

それとあと、このような工法でやっているところが玄海町内の海岸整備事業にあるのか、その3点をお尋ねします。

○議長（上田利治君）

山口農林水産課長。

○農林水産課長（山口善正君）

岩下議員の質問のほうにお答えいたします。

私のほうからは財源について御説明をさせていただきます。

議員さんのほうから、電源じゃない場合はどういう財源があるのかということでございますけれども、これは県の水産庁の補助事業というのがございます。この名称が農山漁村地域整備交付金ということで、充当率が2分の1で、補助の上限が25,000千円ということでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

日高企画商工課長。

○企画商工課長（日高大助君）

今回の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金でございますが、この交付金につきましては、発電用施設等の稼働状況が相当程度変化することにより交付されるものでございまして、玄海町の場合でございますれば、1号機が廃炉になっているということで、通称廃炉交付金と言っておりますが、廃炉になったことによって交付されるものでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

県の補助事業であれば水産庁の補助事業があるということですね。これも50%ぐらい。

この基盤整備支援事業交付金というのは、1号機の廃炉によって配分される交付金ということですか。これは使わなければそのまま流れてしまう。79,000千円ぐらいでよくこの工事ができるなというふうに思うわけですが、そしたら、2号機の場合はまた新たにそういうふうな事案、海の事業だけじゃなくても、ほかの事業にも使われるということですね。

ただ、私が思うのは、基盤整備ですから3号機、4号機の発電量によってその配分があるのかなと思っていましたが、1号機の廃炉交付金ということで結構ですけど、ほかにこのような矢板でやった場合は、今、築40年余りですけど、玄海町内の港湾にそういう事業があるのかどうか。たしかあったと私は思うんですけど、それは調べていますか。

○議長（上田利治君）

山口農林水産課長。

○農林水産課長（山口善正君）

お答えします。

ほかのところは矢板工法があるのかということですが、仮屋の漁協から西のほうに長い1号護岸ですね、そちらのほうの一部、それとあと、井上議員さんの家がございますけれども、その前のところですね、そこのほうに矢板工法をされているというふうなことで聞いております。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

まだ調査する必要もあるかと思いますが、この工事をすること自体には賛成ですけど、こういうやり方で本当に初めから30年の耐用年数で仕事をしたんですね。どうせ造るなら100年ぐらい考えてた方がいいんじゃないかというふうに思うんですけど、これでまた30年間は大丈夫だということですけど、その次の世代のことですので、案外これは安く仕上がるんだなという思いを持っております。

私は終わります。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

工事の内容についてお伺いをしたいと思いますけど、今、概要説明がありましたので、大
体現場のほうがどういう工事をされるのかなというのは分かりました。

まず、こういった鋼矢板の護岸を施工するときには、なるべく腐食するのを防ぐために電
気防食という工法といいますか、手法を使って腐食を抑えるという方法を取るのが一般的で
すけれども、この電気防食はこの現場には施工されていないのでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

宮崎議員さんの御質問に対して回答します。

こちらのほうは電気化学的工法というのは使われておりません。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

電気防食は施工されていないということですね。

電気防食というのは、常時電流を流すような方法と、それから、違う金属、例えば、アル
ミニウムなんかを鋼矢板なりにくっつけて、違う金属の電位差によって電流が流れることに
よって、アルミニウムをさびらせて、犠牲にして、その鋼矢板、鋼管ぐいを守っていこうと
いう方法ですけれども、40年以上前の施工ですから、そういう方法もなかったのかなと思
いますけれども。

それと、この資料2番のところでちょっと疑問がありますので、お尋ねします。

上のほうに前面の鋼矢板の海側と、それから、その下は陸側ということになっています。
この鋼矢板の裏側は多分空洞になって、上部のスラブは鋼管ぐいで全部支えているというよ
うな状況になっているんですよね。その下の断面図、A－A断面図というのがありますけれ
ども、これは鋼矢板の前面を今回の工事でFRP当板で押さえるということになっています
けど、この鋼矢板の裏側はどうされるんですか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

宮崎議員さんの御質問に対してお答えします。

こちら資料No.2の平面図ですね、書いております海側と陸側という形で、上段のほうが海から見た部分、そして、下段の部分が陸側から、裏側から見た部分ですね、こちらのほうを両方するようにしております。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

そしたら、この図面のA-A断面というのは前側だけを表しているということですね。当然、鋼矢板の裏側も進んでしまうというようなことですよね。——分かりました。

それから、ここは潮の干満で、この鋼矢板が多分満潮のときは海の中に入ってしまうと思いますけれども、この工事に関係して、仮設物、多分足場等を組まれると思うんですけれども、それと、潮が上がったときの作業というのは潮待ち作業か何かで設計をされておるということですか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

お答えします。

議員おっしゃられるように、海ですので、どうしても干満の差があります。潮待ち作業、それとあと、仮設物については足場を組んで作業をほぼ人力でいたします。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

分かりました。

そしたら、工事的にはさほど難しい工事ではないような感じですよ。ただ、足場を組んで、矢板のさびをケレンして、その後、防食テープを巻き付けて、それから、発泡ポリエチ

レンシートもまた巻き付けて、その後、FRP当板を固定するというような作業ですね。

それで、この工事に関連して、施工監理業務というのを同時に発注されています。この議案以外にですね。施工監理業務が12,000千円ぐらいで落札をされていますけれども、今回の議案の工事は80,000千円ぐらい、工事の内容もそれほど特殊工事ではないような感じを受けます。そういう工事の中で、12,000千円かけて施工監理業務を委託されておる。これは3月の新年度予算で議決をされていますから、どうこう言えないかもしれませんが、ちょっと高いなという感じがします。通常、一般土木の工事だったら請負業者さんが施工監理は当然されていきますよね。品質管理、出来高写真、工程管理はされますけれども、それをした上にまた施工監理の委託をされるということですから、どういった内容をされるのか。それと、これはほとんど人件費だと思いますけれども、そういう担当者が常駐されるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

宮崎議員の質問に対してお答えします。

この監理業務というのが、先ほど議員おっしゃられるように12,000千円以上ということで、工事に対しての割合というのは結構高いものがあると。こちらのほうは、おっしゃられるように予算特別委員会のときにちょこっと説明をしたかと思います。一応、県の積算基準、そして、港湾関係の積算基準にのっとって積算はしているんですけれども、内容と申しますのが、おっしゃられるように担当の技術者がほぼ常駐です。工数が月20日ぐらい常駐というように形になって、その部分が積算金額のほぼを占めるということになります。あと、監理業務というのは机上の事務処理ですね、そういったこと。一番割合が高いのが担当技術者が常駐する、これが工事が7か月というふうに設定いたしておりますので、7か月分ということで、担当技術者の工費というのが結構割合的には半分以上、7割ぐらいを占めているということでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

担当者が常駐されるということで、県の基準にのっとって積算して監理業務は委託されてあるということですが、当然、業者は業者として監理業務をやっていくわけですから、特殊な大型の建築工事とかになると、建築だ、電気だ、機械だ、設備だ、いろんな業種が入ってきますから、発注者だけでは監理し切れないところがありますから、施工監理を委託するというのは分かるんですけれども、今回の工事というのは割と難しい工事でもないですよ。ですから、何でもかんでも委託するんじゃなくて、これぐらいの工事だったら、まちづくり課の担当者、人員不足とか何とかいう問題もあろうかと思いますが、これぐらいの工事だったら、やっぱり担当者——経験がないからといって下がったら絶対経験はしていきませんから、若い技術者さんの勉強のためにも、これぐらいだったら自分たちでやっていけるんじゃないかなというふうに思います。

今後そういう姿勢で私はやってもらいたいと思いますけれども、特殊な工事はまた別ですけど、この程度の工事だったら自分たちでやれると思いますけど、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

ありがとうございます。技術監理ということで、一般土木とか簡易な建築工事とか、そういったものについては職員で施工監理までやっているんですけれども、どうしても特殊工事、海上作業になりますので、そちらについては当然慣れていないといえますか、そこら辺の専門的知識不足ということがあります。当然そういったことで後ずさりというか、そういったことはできないと思ひまして、今後、少しでも職員が慣れていくように監理業務については勉強させながら、若手職員といひましても40代が一番若いんですけれども、そちらのほうでなるべく勉強させて、工費を少しでも削れるように努力していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

なるだけ自分たちでやろうという気持ちを持っていたかかないと、職員さんの技術力の

アップにもつながりませんので、やったことがないからできないと下がるんじゃないくて、もっと積極的に勉強する意味でも、技術者の能力アップのためにも、そういう考えで進んでいただければなということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

二、三質問をさせていただきます。

ちょうど1年前ですね、この4号護岸の工事をするということで採用調査にされた中で、この鋼矢板の奥側ですね、家側は石垣がずっと積んであったんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、その家のすぐ下の石垣は異常はなかったかどうか、その辺まで調査されたんでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

友田議員さんの御質問に対して十分な回答ができるか分かりませんが、事前に石垣とか建物等については調査しておりますので、石垣がですね、私がちょっとそこまでは把握していないんですけれども、周辺の現状については調査をいたしております。

以上です。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

この資料No.1の①、②、③、④とありますけれども、①と②の間、今、中村課長がおっしゃったように階段がありますよね。ここから中には十分入られて家側の石垣は調査されるんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、また、ここは空間になっておりますので、潮の満ち引きがします。波は立たないだろうと思っておりますけれども、石垣まで調査してもらったがよかったんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、今度調査されたときに、その調査された人はこの①、②の間の階段から中に入られて調査されたのか、どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

調査をされたかという御質問ですけれども、まず、設計前に当然現地の調査をしております。詳細に、潜水土を使って中に潜ってというふうな調査はいたしております。

ただ、その結果を私もうまくちょっとお伝えできないんですけれども、今回、工事をする際に中に――矢板の裏側のほうにも入りますので、その段階で調査、目視になるかもしれませんが、破損というか、劣化等が激しい場合には調査の結果で対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

多分、今度も潮が引いたときにいろいろ工事をされるんだろうと思いますので、課長も現場に行かれるだろうと思いますので、ぜひ中をのぞいて、その石垣の確認もしていただきたいと思っております。

それで2点目が、今度工事されるとき、プレジャーボートが二十数隻、満杯でつないであるんですけれども、工事中はこのボートは移動か何かするんでしょうか。

○議長（上田利治君）

中村まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村大造君）

友田議員の御質問にお答えします。

プレジャーボートの係留施設のほうは満杯で、結構隙間がないように入っております。しかしながら、今回の工事におきましては足場程度を設置して工事しますということで、そこまで影響はないということで、移動はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会7月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和2年玄海町議会定例会7月会議はこれにて散会いたします。

午前10時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員